

□ 手稲曙西地区に関連する都市計画の変更について



1 概要

(1) 位置：札幌市手稲区曙 11 条 2 丁目及び 12 条 2 丁目の各一部、明日風 5 丁目及び 6 丁目
《現在、組合施行による土地区画整理事業が行われている区域、航空写真参照》

(2) 都市計画の決定・変更内容

区域区分の変更	市街化調整区域 ⇒ 市街化区域
下水道の変更	排水区域の拡大
道路の変更	都市計画道路山口東通の変更
用途地域の変更	白地(200/60) ⇒ 第一種低層住居専用地域(80/40) 白地(200/60) ⇒ 準住居地域(200/60) 第一種低層住居専用地域(80/40) ⇒ 準住居地域(200/60)
特別用途地区の変更	指定無し ⇒ 戸建住環境保全地区 戸建住環境保全地区 ⇒ 指定無し
高度地区の変更	指定無し ⇒ 北側斜線高度地区 指定無し ⇒ 3.3m高度地区 指定無し ⇒ 3.3m北側斜線高度地区 北側斜線高度地区 ⇒ 3.3m高度地区
地区計画の変更	所要の規定変更
公園の変更	街区公園3箇所の追加

2 経緯

- 手稲曙西地区は、都市計画法第34条10号イ（現在は廃止）を根拠法令として開発審査会の議を経て、土地区画整理法に基づき、平成17年4月に土地区画整理組合の設立が認可された市街化調整区域での土地区画整理事業が行われている。
- 土地区画整理事業による宅地造成事業は完了しており、市街化区域と同等の都市基盤が整備されている。
- 当該事業により整備される市街地の良好な住環境保全を目的として、平成18年に「手稲曙西地区地区計画」を決定している。

3 理由

第6回区域区分の見直し方針に基づき、当地区を市街化区域へ編入することによる。